

第 73 回全国植樹祭基本計画作成業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

全国植樹祭は、昭和 25 年以来毎年春季に(公社)国土緑化推進機構と開催都道府県の共催により開催されている国土緑化運動の中心的行事である。

令和 4 年に岩手県で開催する「第 73 回全国植樹祭」は、開催理念を「県民総参加の森林づくり」、「森林資源の循環利用の推進」、「東日本大震災津波からの復旧・復興の姿を国内外に発信すること」等としており、これらを盛り込んだ「第 73 回全国植樹祭基本構想（以下、「基本構想」という。）を令和元年 5 月に策定したところである。

この基本構想に基づいた「基本計画」を作成するため、全国植樹祭開催に係る企画案を募集し、企画・提案能力に優れた事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 第 73 回全国植樹祭基本計画作成業務委託
- (2) 業務内容 別紙「第 73 回全国植樹祭基本計画作成業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託金額の上限額 4, 4 2 1, 0 0 0 円（税込、税率为 10%とする。）

3 スケジュール（予定）

項目	日程
募集要領の公表・配布	令和元年 9 月 13 日(金)～9 月 24 日(火)
プロポーザル等に関する質問の受付期限	令和元年 9 月 19 日(木)
プロポーザル等に関する質問の回答期限	令和元年 9 月 20 日(金)
参加表明書の受付期限	令和元年 9 月 24 日(火)
企画提案書の受付期限	令和元年 9 月 27 日(金)
企画提案書のプレゼンテーション（審査を含む）	令和元年 10 月 1 日(火) ※対象者に別途通知
審査結果の通知・公表	令和元年 10 月上旬
業務委託契約の締結	令和元年 10 月上旬
成果品の提出	令和 2 年 3 月

4 参加資格

参加表明書および企画提案書（以下、「参加表明書等」という。）を提出できる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ただし、共同企業体により参加する場合は、下記(1)から(4)は、構成する者のうちいずれかの者が満たし、さらに下記(5)から(11)までは構成する全ての者が満たしていることを要件とする。

- (1) 岩手県（以下、「県」という）内に本社、支社または営業所を有する法人であること。

- (2) 過去 10 年間（平成 21 年度から平成 30 年度まで）に完了した同種または類似の大会※（以下、「同種大会等」という。）において、基本計画策定または大会運営等の受託実績を有する者であること。

※同種大会：天皇皇后両陛下御臨席の大会、類似大会：皇族御臨席の大会

- (3) 本業務の実施にあたり、過去 10 年間（平成 21 年度から平成 30 年度まで）に完了した同種大会等の基本計画策定または大会運営等の業務に従事した経験を有する主任担当者および総括責任者を配置できること。
- (4) 本業務の実施について、発注者の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定に該当しない者であること。
- (6) 参加表明書の提出日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 参加表明書の提出日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 8 月 7 日建振第 282 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者が、共同提案の構成員となっていないこと。
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (11) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

なお、県は、事業者の役員等が暴力団員等かどうかを警察本部に照会する可能性があること。

5 募集要領および仕様書の配布

募集要領および仕様書については、岩手県農林水産部森林整備課のホームページ「第 73 回全国植樹祭」からダウンロードし入手すること。（「岩手県 全国植樹祭」で検索）なお、森林整備課の窓口および郵送等での配布は行わない。

6 プロポーザル等に関する質問

本プロポーザル等に関する質問がある場合は、質問書（様式5）を提出すること。

- (1) 提出期間 令和元年9月19日（木）午後5時必着
- (2) 提出先 第73回全国植樹祭岩手県実行委員会事務局
FAX：019-629-5794
E-mail：AF0011@pref.iwate.jp（エー・エフ・ゼロ・ゼロ・イチ・イチ）
- (3) 提出方法 ファクシミリまたは電子メールで提出し、送信した旨を電話で連絡すること。口頭または電話による質問は受け付けない。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和元年9月24日（火）までに、参加表明書を提出しているすべての者に電子メールで回答する。

7 プロポーザルへの参加申込み

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、下記により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

①	プロポーザル参加表明書（様式1）	1部
②	誓約書（様式2）	1部
③	会社概要（様式3）	1部
④	過去の同種または類似大会業務の受注実績（様式4）	1部
⑤	〔共同企業体の場合のみ〕共同企業体の結成に係る協定書等の写し（任意様式とする。案でも可。）	1部

※共同企業体の場合、②から④までの書類については構成企業ごとに1部提出すること。

- (2) 提出期限 令和元年9月24日（火）午後5時必着
- (3) 提出先 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
第73回全国植樹祭岩手県実行委員会事務局（岩手県農林水産部森林整備課内）
- (4) 提出方法 郵送または持参により提出すること。なお、郵送の場合は配達記録が残る書留等とする。
- (5) 参加表明書等提出後の辞退
参加表明書等を提出した者が都合により参加を辞退する場合は、9月27日（月）午後5時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①	企画提案書（任意様式）	10部
②	主任担当者等の経歴等（様式6）	10部
③	主任担当者等の同種または類似大会の業務実績（様式7）	10部

④	業務実施スケジュール（様式 8）	10 部
⑤	業務実施体制（様式 9）	10 部
⑥	共同企業体協定書写し（案でも可）	10 部
⑦	大会概算費用見積書（任意様式）	10 部
⑧	業務受託見積書（任意様式）	10 部

※④および⑤については、記載すべき内容が盛り込まれていれば任意様式でも可とする。

(2) 提出期限 令和元年 9 月 27 日（金）午後 5 時必着

(3) 提出先 上記 7 (3) と同じ

(4) 提出方法 郵送または持参により提出すること。なお、郵送の場合は配達記録が残る書留等とする。

(5) 提出書類の記載要領

① 企画提案書（任意様式）

基本構想に基づき、次の事項に留意して作成すること。

ア 岩手県の豊かな自然や歴史・文化等の魅力を最大限に発信できる大会とすること。

イ 基本構想の開催理念を踏まえた「岩手らしい」大会とすること。

【開催理念】（「第 73 回全国植樹祭基本構想」より抜粋）

- 1 県民総参加による森林づくりと、森林資源の循環利用を推進します。
- 2 森林の恩恵を県内外にアピールし、健全で豊かな森林を次の世代へ引き継いでいきます。
- 3 世代を越え県を越え全国の皆さんが参加できる植樹祭にします。
- 4 感謝の気持ちを込めて東日本大震災津波からの復旧・復興の姿を国内外へ発信します。

ウ 式典演出（プロローグ、メインアトラクション、エピローグ）について、イメージ図等を用いてわかりやすく記載すること。

エ 皇室関連行事にふさわしい厳粛で品格のある行事の構成とすること。

オ 式典会場の立地条件や収容能力、招待者の動線や警備等を考慮しながら、大会を円滑に運営できる会場レイアウトとするとともに、招待者の安全性、快適性、衛生環境等にも配慮した効果的な会場整備計画とすること。

カ 招待者に岩手県の良さをアピールし、岩手ファンを増やしていけるよう、おもてなし・魅力発信の方策を提案すること。

キ 大会開催に向け、準備段階から県民の気運を醸成させる効果的な広報・宣伝に関する方策を提案すること。

ク 大会に係る物品や業務の手配、出演者等については、可能な限り岩手県内で確保する計画とすること。

ケ 可能な限り経費節減に努めるとともに、限られた予算の中で最大限の効果が期待

される計画とすること。

② 主任担当者等の経歴等（様式6）

配置予定の主任担当者等の保有資格、経歴、手持ち業務量等を記載すること。なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。

③ 主任担当者等の同種または類似大会の業務実績（様式7）

配置予定者が過去に従事した同種または類似大会の業務実績について記載すること。なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。

④ 業務実施スケジュール（様式8）

企画提案書の内容を実施する場合のスケジュール、業務工程等を記載すること。

⑤ 業務実施体制（様式9）

配置予定の主任担当者等の氏名、業務内容を記載すること。また、共同企業体による参加の場合には、構成員の業務分担を記載すること。

⑥ 共同企業体協定書写し（任意様式）

共同企業体の結成に係る協定書等の写し（案でも可。）

⑦ 大会概算費用見積書（任意様式）

企画提案書に基づき大会を実施する場合の経費を算出し、見積書を提出すること。年度区分および項目ごとの明細等をできる限り明らかにし、企画提案内容はすべて見積書に記載すること。なお、項目ごとの価格は税込み（10%）とする。

⑧ 業務受託見積書（任意様式）

本委託業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること。様式は特に定めないが、項目ごとの明細等をできる限り明らかにすること。

(6) 記載留意事項

ア 読みやすい文字の大きさとなるよう留意すること。

イ 言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法の法定計量単位によるものとする。

ウ 用紙は原則としてA4サイズ（縦）とすること。A3サイズを使用する場合には、A4サイズに揃うように折ること。

エ 企画提案書はA4サイズで50ページ以内（表紙を含む）とする。なお、A3サイズを使用する場合には、A4サイズ2ページとしてカウントする。

9 プレゼンテーションの実施

- | | |
|----------|--|
| (1) 開催日 | 令和元年10月1日（火）午後（詳細については別途通知する。） |
| (2) 開催場所 | 盛岡市内（詳細については別途通知する。） |
| (3) 出席者 | 配置予定の主任担当者1名、総括責任者1名とし、その他2名までの出席を認める。なお、プレゼンテーションは主任担当者または総括責任者が行うこと。 |
| (4) 実施方法 | プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度。 |
| (5) その他 | プロジェクター、スクリーン等の使用は認めない。 |

10 審査および選定方法

プレゼンテーション後、審査員が審査基準に基づき評価・採点し、その点数を合計して順位を付け、最高順位の者を最優秀提案者として選定する。

なお、企画提案者が1者しかいない場合は、審査基準に基づき評価・採点した点数の合計が60点以上あれば最優秀提案者として選定する。

11 審査基準

事項ごとに次のとおり配点する。(合計100点満点)

(1) 企画提案に関する事項 (60点)

基本構想の理解度 (15点)、企画提案内容 (30点)、実現性 (15点)

(2) 業務遂行能力に関する事項 (25点)

組織体制 (10点)、業務経験 (10点)、業務遂行計画 (スケジュール) (5点)

(3) 価格に関する事項 (15点)

業務受託見積価格の妥当性・多寡 (5点)、提案内容に基づき大会を開催する場合の大会概算費用見積価格とその費用対効果 (10点)

12 審査結果

(1) 審査結果は、すべての提案者に文書で通知する。

(2) 審査経緯は公表しない。

(3) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

13 契約の締結

上記10において最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更協議を含むものとする。

協議が不調のときは、上記10により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

14 契約保証金

地方自治法施行令第167条の16の規定による契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、岩手県会計規則第112条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。

15 その他

(1) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合、または審査結果に影響をあたえるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。

(2) 上記4の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等および虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とする。

- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出期限後は、記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定の主任担当者および総括責任者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない事情が生じた場合は、あらかじめ発注者の了解を得た上で、同等以上の担当者に変更することができる。
- (5) 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）は、第 73 回全国植樹祭岩手県実行委員会に帰属するものとする。
- (6) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (7) 本プロポーザルによって収集した個人情報については本業務以外には利用しない。
- (8) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

16 問合せ先

第 73 回全国植樹祭岩手県実行委員会事務局 菊池、西澤

(岩手県農林水産部森林整備課内)

住所 : 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

電話 : 019-629-5790 FAX : 019-629-5794

E-mail : AF0011@pref.iwate.jp (エー・エフ・ゼロ・ゼロ・イチ・イチ)